

自民党政務調査会情報通信戦略調査会

クラウドサービス等小委員会（2018年9月6日16:00～）丸橋コメント

○ 海賊版対策のためのブロッキングの法制度整備は無理がある。

「ISPによる接続サービスの提供は、たとえ加入者による海賊版サイト等違法なサイトへの接続を可能にしたとしても権利侵害行為では無いと理解されてきた。

ところが、立法によりブロッキングを認めるということは、ブロッキング差止を受けるISPに何らかの帰責事由がある（あるいは無過失責任を負わせる）ことを法定することになる。

すると、どう立法の工夫をしても、名誉毀損、プライバシー侵害等、他のあらゆる権利侵害行為に波及することは避けられず、次々にブロッキング法制が拡大していくおそれがあり、将来のネット社会への大きな悪影響が懸念される。」

○ 通信の秘密の解釈変更を議論する場ではない。

「立法が無い状況では、通信の秘密のこれまでの政府解釈では、緊急避難が成立する例外的な状況を除きブロッキングが許されないことは所与の前提である。海賊版TFの議論からなし崩しに政府解釈を変更するようなことがあってはならない。

ところが、総務省に対する質問の形をとっているが、海賊版対策において通信の秘密の解釈変更を迫るような議論が未だになされていることを憂慮する。立法による法制度整備をすることも議論のスタートラインにすら立てていない。

第6回で、EUのe-Privacy規則案における通信の秘密の強化につき資料を提出したが、EU各国のブロッキング法制もそのまま存続するとは限らない。むしろ、基本権憲章違反となり廃止に追い込まれる可能性のほうが高い。」

○ 静止画ダウンロードの違法化について

「静止画ダウンロードの違法化がされたとしても、ISPによる接続サービスは権利侵害行為では無い。

しかし、加入者の違法行為に対する対策としてISPが講じることができるオプションは広がる。

ブロッキング法制を議論する前に静止画ダウンロードの違法化を優先して議論すべきではないか。」

○ アクセス警告方式の方が、ブロッキングよりも効果的。

「静止画ダウンロードの違法化が前提となるが、加入者が、知らずに違法行為をしてしまう事象を回避できるようにする施策であれば、正当性が認められ得る範囲は広がると考えている。たとえば、包括同意によるアクセス警告方式を導入する方が、より迅速・円滑に対応できる。ただし、権利者・出版社側の協力・コスト負担等が不可欠。」

○ 権利者・出版社側とISP等とのWin-Win関係の必要性

「仮にアクセス警告方式を導入するか、何らかのブロッキング立法をすとしても、ブロッキングリストの信頼性確保が欠かせない。アクセス警告やブロッキングを実施するISPがリストを信頼して利用できる状態になれば、たとえ違法性阻却されとしても、加入者の信頼喪失につながり、退会や規制迂回行為を誘発するだけになる。

遺憾ながら、現在のTFの議論では、ブロッキング推進派のインターネットへの理解不足もさることながら、エビデンスの信頼性に欠けている。まったく信頼関係を構築できる状態になっておらず、私自身は、悲観的である。

この点からしても、ブロッキングありきの海賊版対策には無理があり、一旦仕切り直しすべきと考えている。」

以 上